

学習院高等科 いじめ防止対策基本方針

〈平成26年9月 制定〉

〈令和8年4月 改定〉

学校や社会において、生徒が他者を認識する過程は個々の成長を促す重要な要素である。集団生活の中で他者を意識し自らを振り返ることで、人格を形づくる相互作用が生まれる。他方、そのようにあるべき場が、いじめの起こりうる危険性も孕んでいることを改めて銘記したい。

いじめは、受けた生徒の心身の成長と人格形成への重大な影響とともに生命又は身体への危険を引き起こし、いじめた生徒には重い加害責任を背負わせる。学校では平素の生活の中でその兆しをなるべく早く捉え、他者との関係から自己の振る舞いを学びとる姿勢を促し、いじめを予防することが大事である。しかし一旦深刻な状況に立ち至ったならば、その事実を周囲が共有し学校として全力を挙げて対処すべきである。いじめを受けた生徒の保護のために関係者が連携し、いじめた生徒に対しても、責任の重大さへの理解とともに健全な成長を促す指導が求められる。いじめ防止の方策は、生徒に関する情報の共有や保護者との円滑な連携といった日常的な生徒を取り巻く環境の整備を基本とし、その上で未然防止・早期発見・早期対処の具体的計画を整える必要がある。

本校は上記の理念にのっとり、これまでのいじめ防止の取組みを再度確認した。これまでどおり学校全体として臨むとともに、万一いじめが起きた場合には適切かつ迅速に対処することを目標に、いじめ防止対策推進法第13条1項の規程に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対処の推進のためにこの基本方針を策定する。

[1] いじめ防止対策委員会の設置

(趣旨) 本校においていじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成) 科長、教頭、教務課長、生徒課長、生徒課参与、主管、学校カウンセラーを常任の委員とし、個々の具体的事案に応じて、当該クラブ顧問、その他の科長が必要と認める教職員を適宜加える。

(設置期間) 委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項) 委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり、中心となる役割を担い、以下の内容を取り扱う。

- ・ 生徒に関する情報を広く共有できる環境の整備に関すること。
- ・ 保護者と学校との信頼関係および円滑な連携の強化に関すること。
- ・ いじめの防止等に関する計画立案や取組の実施、相談、通報の窓口に関すること。
- ・ その他いじめの防止等に関すること。

[2] いじめの未然防止・早期発見

2-1 防止のための主な方策

- (1) 父母会および主管との個別面談などを通じて学校と家庭との連携を日常より強化し、学校の間人関係におけるトラブルの未然防止に努める。
- (2) 授業を含めた学校生活の諸々の場面で生徒間の交流を促し、広報媒体を通じて生徒、保護者に対していじめ防止の啓発活動を行う。規範遵守と他者の人格尊重に対する意識向上等を図る。
- (3) 教職員の理解を深めるために校内研修等により啓発活動を行い資質の向上を図る。

2-2 家庭との連携の強化

生徒指導上とくに問題のない場合にも、生徒および保護者それぞれと当該主管等とが個別面談を必要に応じて行い、生徒・家庭と学校との情報交換を綿密に行う。保護者の意向により、面談を主管以外の教員と行うこともある。また生徒を含めた三者による面談を随時行い、信頼関係の醸成を図る。

2-3 相談体制の整備

- (1) いじめが疑われる、あるいはいじめに至る可能性のある事に関する生徒及び保護者からの相談・通報窓口の仕組みを整備する。相談者の意向や個々の事案に応じて、当該学年主管をはじめ、クラブ顧問、その他の教員または学校カウンセラーなど適当と判断される者が担当する。
- (2) 窓口となった教員等は相談通報者の意向を尊重し、事態の把握に努めつつ、受け付けた相談について他の委員に伝える。状況に応じて関係教員間の情報共有の機会を作り、対応策を協議する。当該生徒・保護者以外からの相談の場合には、生徒・保護者との接触のもち方についても考慮する。
- (3) 協議の内容その他について、当該主管または窓口となった教員から相談通報者および当該生徒・保護者への連絡を遅滞なく行う。

2-4 調査その他の必要な措置

- (1) いじめの早期発見のために、生徒に対していじめに関する定期的な調査その他必要な措置をとる。
- (2) 寄せられた情報の取り扱いおよび情報源等の付帯的な事柄について、緊急性や他の観点とのバランスを考慮しつつ、生徒・保護者間の関係にも十分に配慮する。

2-5 いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒、保護者及び教職員等からの相談・通報を受けた場合等、生徒がいじめを受けていると疑われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置をとる。委員会および関係教員間で本事案への対応策を協議し、関係生徒・周辺生徒へのアプローチの仕方について検討し、遅滞なく実行する。本人・保護者以外からの相談・通報の場合には、本人・保護者との接触のもち方についても考慮する。一見して緊急性が認められない場合であっても、時間の経過そのものが事態の深刻化につながる可能性もあることを念頭に置いて対処する。

[3] いじめへの対処

3-1 事実の有無の確認を行うための措置等

(1) 事実の有無の確認を行うための措置

当事者および関係生徒・周辺生徒への聴取り調査など、事実の有無の確認を行うための措置（以下「調査」という）を行う。

(2) 事実の有無の確認においては、いじめ防止対策推進法に規定されたいじめの定義に照らして行う。すなわち、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で対象生徒が心身の苦痛を感じているものであり、この要件が限定して解釈されないよう留意する。

(3) 上記調査の結果いじめの事実が確認された場合は、本事案を遅滞なく、学校設置者である学習院長に報告する。

3-2 いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた生徒への対応

いじめを行った生徒にいじめをやめさせ、状況・経緯に基づいて再発を防止し、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を確保し、安心して学校生活を送ることのできる環境を整える。また個別面談を適宜行うなど、いじめを受けた生徒とその保護者に対して、苦痛を取り除くための支援を行う。必要に応じて、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための措置をとる。

(2) いじめを行った生徒への対応

いじめをやめさせ、いじめに至った状況・経緯に基づいて再発を防止する。いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境を整える。また、いじめを行った生徒等に対して、教育的観点に照らして十分な配慮のもと、規範遵守と人格尊重意識を身につけさせるための適切な指導を行う。またその保護者に対して個別面談等の場を通じて当該生徒への指導を協力して行うよう働きかける。

本事案を学校全体で対応すべき問題と捉え、全教職員間でいじめの状況・経緯・関係生徒等の情報を共有する。場合によって、いじめを行った生徒に適切に懲戒を与えることもある。

(3) 保護者間での情報の共有等

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように配慮し、その後の生徒指導に向けての協力体制を築くために、本事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置をとる。

3-3 重大事態への対処

(1) 重大事態調査委員会の設置

いじめ防止対策推進法に規定される重大事態が生じたと思われる場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（構成）科長、教頭、教務課長、生徒課長、生徒課参与、当該学年主管、学校カウンセラー、その他科長が必要と認める教職員や専門知識を有する者

（所掌事項）調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

(2) 重大事態については、学校全体で対応すべき問題と捉え、全教職員間で情報を共有し、必要に応じて、以下に示すもの以外も含めた適切な対応を行う。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適時かつ適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

(4) 学校設置者（学習院長）及び東京都知事（私学部）への報告等

重大事態の事案が発生した時点、及び調査の結果が明確になった時点で、速やかに学校設置者（学習院長）及び東京都知事（私学部）に、その旨を報告する。重大事態への対処について、必要に応じて、学習院長及び東京都（私学部）と連携、協力して対応する。

[4] 基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により適宜本基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。